○近畿地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十二日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三十九号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十一―三号大県本郷線

三　事業施行期間　自平成九年一月十七日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道増毛郡増毛町岩老九三九番一から同町岩老三六八番一地先まで	前	二六・三七～一〇一・一一メートル
	後	二六・三七～九四・二八〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	北海道増毛郡増毛町岩老九三九番一から同町岩老五五二番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道増毛郡増毛町岩老八〇三番八から同町岩老八〇三番六まで	〃
〃	北海道増毛郡増毛町岩老八〇二番三から同町岩老九一九番一まで	〃
〃	北海道増毛郡増毛町岩老八〇一番一二から同町岩老二八八番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年四月二十二日

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事金築誠志の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者は、平成二十七年四月十五日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　櫻井　龍子

平成二十七年四月二十二日

最高裁判所長官　寺田　逸郎

○最高裁判所告示第二号

最高裁判所判事櫻井龍子の皇室会議の議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十七年四月十五日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　岡部喜代子

平成二十七年四月二十二日

最高裁判所長官　寺田　逸郎

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

四月二十日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長　大島　理森

議事日程

四月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

平成二十七年四月二十一日（火曜日）

正午開議

第一　議長辞任の件

第二　常任委員長の選挙

第三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

辞令

（第三特別調査室長兼東日本大震災復興特別調査室長）衆議院調査局調査員　石上　智

衆議院常任委員会専門員に任命する

環境委員会専門員を命ずる

環境調査室長に充てる

原子力問題調査特別調査室長兼務を命ずる

（環境委員会専門員兼原子力問題調査特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　児玉　弘幸

衆議院調査局調査員に任命する

調査局付を命ずる

（管理部副部長）衆議院参事　井東　辰晃

庶務部副部長を命ずる

庶務部情報管理監兼務を命ずる

（庶務部副部長兼情報管理監）

同　佐々木勝実

衆議院調査局調査員に任命する

第三特別調査室長を命ずる

東日本大震災復興特別調査室長兼務を命ずる（以上四月二十日）

参議院

議案付託

四月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

法務委員会に付託

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第二三号）

厚生労働委員会に付託

質問主意書転送

四月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄における米軍用機からの部品落下に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一〇六号）

改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問主意書（山田太郎提出）（第一〇七号）

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第一〇八号）

同性カップルに係る法整備に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一〇九号）

インターネット検索サービスに関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一〇号）

国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一一号）

社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書（櫻井充提出）（第一一二号）

国立国会図書館

○国立国会図書館規程第一号

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程（昭和三十三年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「八百八十七人」を「八百八十六人」に改める。

附　則

この規程は、平成二十七年四月二十二日から施行し、改正後の国立国会図書館職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。